

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	8
3. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	16
4. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	17
5. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	19
6. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	21
7. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	22
8. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	26
9. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	28
10. 発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表	33
11. 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	35
12. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	38
13. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	39
14. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	41
15. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	44
16. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	56
17. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	62
18. 信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止する規則	64
19. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	65
20. 定額会費の額の一部改正新旧対照表	68
21. 定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料の一部改正新旧対照表	69
22. 信認金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	70
23. 会員監察規程の一部改正新旧対照表	75
24. 有価証券の売買の審査に関する規則の一部改正新旧対照表	76
25. 広告に関する規則の一部改正新旧対照表	77
26. 会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表	78
27. 会員における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表	79

28. 定款第39条及び第51条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	80
29. 定款第39条及び第51条に関する理事会決定に関する取扱いの一部改正新旧対照表	81
30. 公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	82
31. 安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	83
32. 委員会規則の一部改正新旧対照表	85
33. 仲介規程の一部改正新旧対照表	86
34. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	87
35. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	88
36. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	89
37. 延長立会時間内における売買の執行についての一部改正新旧対照表	91
38. 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則の一部改正新旧対照表	92
39. 有価証券等取扱場所出入者規則の一部改正新旧対照表	93
40. シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	94
41. 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表	96
42. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	101
43. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	108
44. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	110
45. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	114
46. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	115
47. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	124
48. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	128
49. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	132
50. 適時開示に係る宣誓書の一部改正新旧対照表	137
51. 適時開示に係る宣誓書（債券）の一部改正新旧対照表	138
52. 適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）の一部改正新旧対照表	139
53. 適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）の一部改正新旧対照表	140
54. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	141
55. 商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券に関する取扱いについて の一部改正新旧対照表	142
56. 委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表	143
57. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	144
58. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	145
59. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	146
60. 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	149
61. 不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対	

照表	152
62. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程 及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表.....	153
63. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対 照表.....	159
64. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則 の一部改正新旧対照表.....	160

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(名称)</p> <p>第1条 <u>本金融商品取引所</u> (以下「本所」という。) は、証券会員制法人福岡証券取引所と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本所は、有価証券の売買を行うために必要な<u>取引所金融商品市場</u>を開設することを目的とする。</p> <p>2 本所の開設する<u>取引所金融商品市場</u> (以下「本所の市場」という。) は、公益及び投資者の保護に資するため、有価証券の売買が公正、円滑に行われることを旨として運営されるものとする。</p> <p>(組織及び人格)</p> <p>第3条 本所は、<u>金融商品取引法</u> (昭和23年法律第25号。以下「法」という。) に基づく会員組織の法人であり、会員相互の信用と協力とを基礎とする。</p> <p>(会員の業務内容)</p> <p>第8条 正会員は、<u>金融商品取引業者</u> (法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次項において同じ。) であって、本所の市場における有価証券の売買を重要な業務とするものでなければならない。</p> <p>2 特別会員は、<u>金融商品取引業者</u> であって、本所の市場において正会員の有価証券の売付け又は買付けの申し込みに応じて有価証券の売買を行うこと及びこれに対応する有価証券の売買を他の<u>金融商品取引所</u>の開設する<u>取引所金融商品市場</u>において行うこと並びに本所の正会員について他の<u>金融商品取引所</u>の開設する<u>取引所金融商品市場</u>における有価証券の売買の取り次ぎを</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 <u>本証券取引所</u> (以下「本所」という。) は、証券会員制法人福岡証券取引所と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本所は、有価証券の売買を行うために必要な<u>取引所有価証券市場</u>を開設することを目的とする。</p> <p>2 本所の開設する<u>取引所有価証券市場</u> (以下「本所の市場」という。) は、公益及び投資者の保護に資するため、有価証券の売買が公正、円滑に行われることを旨として運営されるものとする。</p> <p>(組織及び人格)</p> <p>第3条 本所は、<u>証券取引法</u> (昭和23年法律第25号。以下「法」という。) に基づく会員組織の法人であり、会員相互の信用と協力とを基礎とする。</p> <p>(会員の業務内容)</p> <p>第8条 正会員は、<u>証券会社又は外国証券会社</u> であって、本所の市場における有価証券の売買を重要な業務とするものでなければならない。</p> <p>2 特別会員は、<u>証券会社</u> であって、本所の市場において正会員の有価証券の売付け又は買付けの申し込みに応じて有価証券の売買を行うこと及びこれに対応する有価証券の売買を他の<u>証券取引所</u>の開設する<u>取引所有価証券市場</u>において行うこと並びに本所の正会員について他の<u>証券取引所</u>の開設する<u>取引所有価証券市場</u>における有価証券の売買の取り次ぎを行うことを業務と</p>

行うことを業務とするものでなければならない。

(本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通の確保)

第8条の3 会員は、本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって本所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。

(会員代表者)

第10条 会員は、本所の承認を受けて、その代表取締役又は代表執行役(会員が外国人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者)のうちから、本所において当該会員を代表するのに適当な者1人を、会員代表者に定めなければならない。ただし、福岡市に本店がない会員は、福岡市に所在する支店の長又はこれに相当する者をもって、会員代表者とすることができる。

2～4 (略)

(連絡事務所)

第12条 会員は、本店その他の営業所又は事務所(会員が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所)で、本所との連絡上便利な場所にあるものうちから、本所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として本所に届け出なければならない。

(出資)

第13条 正会員の出資金額は100万円とし、特別会員の出資金額は2万円とする。

(削る)

するものでなければならない。

(本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通の確保)

第8条の3 会員は、本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって本所の取引所有価証券市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。

(会員代表者)

第10条 会員は、本所の承認を受けて、その代表取締役又は代表執行役のうちから、本所において当該会員を代表するのに適当な者1人を、会員代表者に定めなければならない。ただし、福岡市に本店がない会員は、福岡市に所在する支店の長又はこれに相当する者をもって、会員代表者とすることができる。

2～4 (略)

(連絡事務所)

第12条 会員は、本店その他の営業所又は事務所で、本所との連絡上便利な場所にあるものうちから、本所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として本所に届け出なければならない。

(出資)

第13条 正会員の出資金額は100万円とし、特別会員の出資金額は2万円とする。

2 正会員の出資金の払込みは分割払いとする。ただし第1回払込みは50万円とし残額の払込みの期日及び金額については、総会の決議をもって定める。

(合併等について承認を受ける義務)

第19条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

(1) 当該会員が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併(次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。)

(2) 分割による事業の一部の他の法人への承継(次条第9号に掲げるものを除く。)

(3) 分割による事業の全部又は一部他の法人からの承継(次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。)

(4)・(5) (略)

2～4 (略)

(届出事項)

第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 業務(法第28条第1項第1号に掲げる業務をいう。)の廃止

(2) 当該会員が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該会員が他の法人と合併して会社を設立する場合の当該合併

(3) (略)

(4) 分割による事業の全部の他の法人への承継

(5)～(13) (略)

(資料等の提出義務等)

第22条 本所は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに

(合併等について承認を受ける義務)

第19条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

(1) 当該会員が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併(次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。)

(2) 分割による事業の一部の他の会社への承継(次条第9号に掲げるものを除く。)

(3) 分割による事業の全部又は一部他の会社からの承継(次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。)

(4)・(5) (略)

2～4 (略)

(届出事項)

第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 証券業の廃止

(2) 当該会員が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該会員が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併

(3) (略)

(4) 分割による事業の全部の他の会社への承継

(5)～(13) (略)

(資料等の提出義務等)

第22条 本所は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに

らに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うときその他の本所の目的及び組織にかんがみて必要があると認めるときは、会員に対し、当該会員の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は本所の職員をして当該会員の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第3節 会員の業務に関する規則

(特別会員の義務)

第35条 特別会員は、正会員を相手方として有価証券の売買を行うに当たっては、有価証券の売買の公正、円滑を旨としなければならない。正会員を相手方とする有価証券の売買の約定値段は、これに対して他の金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において、その会員を相手方として行う有価証券の売買の約定値段と同一でなければならない。

(緊急の場合の会員の業務に関する規制)

第37条 本所は、本節に定める場合のほか、本所の目的および組織にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、会員の全部または一部に対し、会員の業務に関して、必要かつ適当な規制を行うことができる。

(会員の処分)

第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多

に基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うときその他の本所の目的及び組織にかんがみて必要があると認めるときは、会員に対し、当該会員の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は本所の職員をして当該会員の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第3節 会員の営業に関する規則

(特別会員の義務)

第35条 特別会員は、正会員を相手方として有価証券の売買を行うに当たっては、有価証券の売買の公正、円滑を旨としなければならない。正会員を相手方とする有価証券の売買の約定値段は、これに対して他の証券取引所の開設する取引所有価証券市場において、その会員を相手方として行う有価証券の売買の約定値段と同一でなければならない。

(緊急の場合の会員の営業に関する規制)

第37条 本所は、本節に定める場合のほか、本所の目的および組織にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、会員の全部または一部に対し、会員の営業に関して、必要かつ適当な規制を行うことができる。

(会員の処分)

第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決によ

数決により行うものとする。

(1) ~ (7) (略)

(8) 前各号のほか、会員が法令、外国金融商品取引法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

2 前項の規定にかかわらず、本所は、会員が法令、外国金融商品取引法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該会員を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

3 (略)

(業務廃止の届出を行ったときの売買等の停止処置)

第52条の2 本所は、会員が第20条第1号に掲げる事項について本所へ届出を行った場合において、会員脱退の承認申請を行わないときは、当該会員を審問のうえ、当該会員の本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取

り行うものとする。

(1) ~ (7) (略)

(8) 前各号のほか、会員が法令、外国証券法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

2 前項の規定にかかわらず、本所は、会員が法令、外国証券法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該会員を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

3 (略)

(新設)

次ぎの委託の停止を行うことができる。

(取引の信義則違反)

第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本所の目的および組織にかんがみて、本所もしくは本所の会員の信用を失墜し、または本所もしくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

- (1) 本所の業務または他の会員の業務に干渉しまたはこれを妨げること
- (2) ・ (3) (略)

(会員に対する勧告)

第59条の2 本所は、会員の業務又は財産の状況が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 (略)

(理事の選挙)

第67条 (略)

2 正会員は、金融商品取引業又は金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外で、取引所金融商品市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、理事3人を選挙する。

3 前項の規定により選挙された理事(以下「会員外理事」という。)は、その在任中、金融商品取引業又は金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

(理事長の職務)

第70条 (略)

2 (略)

3 理事長は、その在任中、金融商品取引業に従

(取引の信義則違反)

第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本所の目的および組織にかんがみて、本所もしくは本所の会員の信用を失墜し、または本所もしくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

- (1) 本所の業務または他の会員の営業に干渉しまたはこれを妨げること
- (2) ・ (3) (略)

(会員に対する勧告)

第59条の2 本所は、会員の営業又は財産の状況が、本所の目的及び組織にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 (略)

(理事の選挙)

第67条 (略)

2 正会員は、証券業又は証券業と直接関係のある業務に従事する者以外で、証券市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、理事3人を選挙する。

3 前項の規定により選挙された理事(以下「会員外理事」という。)は、その在任中、証券業又は証券業と直接関係のある業務に従事することができない。

(理事長の職務)

第70条 (略)

2 (略)

事することができない。

4 (略)

付則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

3 理事長は、その在任中、証券業に従事することができない。

4 (略)

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債券 (転換社債型新株予約権付社債券 (新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。) を除く。以下同じ。)</p> <p>午前立会は、午前 10 時 30 分から 11 時までの間において、銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債券 (転換社債型新株予約権付社債券 (新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。) を除く。以下同じ。)</p> <p>午前立会は、午前 10 時 30 分から 11 時までの間において、各銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(呼値)</p> <p>第 14 条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り (<u>金融商品取引法施行令</u> (昭和 40 年政令第 321 号。以下「施行令」という。) 第 26 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。) を行おうとするときは、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令</u> (平成 19 年内閣府令第 59 号) 第 10 条各号に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3) 信用取引により行おうとするとき (顧</p>	<p>(呼値)</p> <p>第 14 条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り (<u>証券取引法施行令</u> (昭和 40 年政令第 321 号。以下「施行令」という。) 第 26 条の 3 第 1 項に規定する空売りをいう。) を行おうとするときは、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令</u> (平成 4 年大蔵省令第 50 号) 第 1 条各号に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3) 信用取引により行おうとするとき (顧</p>

客が取次者（正会員に有価証券の売買の委託した顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨

（４）～（６）（略）

２～１１（略）

（利子の日割計算）

第２７条（略）

２ 前項本文の規定にかかわらず、施行令第２条の１１に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算にあたって、利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

（立会外分売の値段）

第３１条 立会外分売は、前条第２項の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日又は行使条件変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（本所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、本所がその都度定める値段）と当該値段からその１０パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

客が取次者（正会員に有価証券の売買の委託した顧客が、証券会社又は外国証券会社である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨

（４）～（６）（略）

２～１１（略）

（利子の日割計算）

第２７条（略）

２ 前項本文の規定にかかわらず、施行令第２条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算にあたって、利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

（立会外分売の値段）

第３１条 立会外分売は、前条第２項の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日又は行使条件変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の証券取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（本所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、本所がその都度定める値段）と当該値段からその１０パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

(立会外分売に関する制約)

第34条 立会外分売を行う正会員(以下「立会外分売取扱正会員」という。)は、第30条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)の形成について、自己の計算により、取引一任契約(金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第16条第1項第8号ロに規定する取引一任契約をいう。)に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により、若しくは他の正会員に委託することによって関与し又は他の正会員をして関与させてはならない。

2 正会員は、本所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を本所に通知し、かつ、本所が電磁的方法(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第56条第2項に規定する電磁的方法をいう。)により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)~(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、

(立会外分売に関する制約)

第34条 立会外分売を行う正会員(以下「立会外分売取扱正会員」という。)は、第30条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)の形成について、自己の計算により、取引一任契約(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項第2号に規定する取引一任契約をいう。)に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により、若しくは他の正会員に委託することによって関与し又は他の正会員をして関与させてはならない。

2 正会員は、本所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を本所に通知し、かつ、本所が電磁的方法(会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号)第4条の5第2項に規定する電磁的方法をいう。)により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)~(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、

新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券
預託証券（株券に係る権利を表示する預託証
券をいう。）又は交換社債券（金融商品取引
法（昭和23年法律第25号。以下「法」と
いう。）第2条第1項第5号に掲げる有価証
券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち
同項第5号の有価証券の性質を有するもの
（以下この号において「社債券」という。）
であって、社債券を保有する者の請求により
発行会社以外の特定の会社の株券により償還
されるものをいう。以下同じ。）（以下この
号において「新株予約権証券等」という。）
に係る価格の変動により発生し得る危険を減
少させる行為に關して行う、当該a又はbに
定める取引に係る買付け

a・b（略）

(6)～(8)（略）

(9) 株価指数に係る法第2条第21項第2
号に掲げる取引（外国金融商品市場において
行われる類似の取引を含む。以下この条にお
いて「株価指数先物取引」という。）に係る
約定指数（当事者があらかじめ株価指数とし
て約定する数値をいう。以下同じ。）の水準
と株価指数との水準の關係を利用して行う次
のaからcまでに掲げる取引（これに準ずる
取引で株価指数に係る法第2条第21項第3
号に掲げる取引（外国金融商品市場において
行われる類似の取引を含む。以下この条にお
いて「株価指数オプション取引」という。）
を利用して行うものを含む。）に係る買付け
（次条において「株価指数先物取引に係る約
定指数の水準と株価指数との水準の關係を利
用した買付け」という。）

a 売方株価指数先物取引（株価指数先物取
引のうち現実指数（将来の一定の時期にお
ける現実の株価指数の数値をいう。以下同

新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券
預託証券（株券に係る権利を表示する預託証
券をいう。）又は交換社債券（証券取引法（昭
和23年法律第25号。以下「法」という。）
第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同
項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号
の有価証券の性質を有するもの（以下この号
において「社債券」という。）であって、社
債券を保有する者の請求により発行会社以外
の特定の会社の株券により償還されるものを
いう。以下同じ。）（以下この号において「新
株予約権証券等」という。）に係る価格の変
動により発生し得る危険を減少させる行為に
關して行う、当該a又はbに定める取引に係
る買付け

a・b（略）

(6)～(8)（略）

(9) 株価指数に係る有価証券指数等先物取
引（外国有価証券市場において行われる類似
の取引を含む。以下この条において「株価指
数先物取引」という。）に係る約定指数の水
準と株価指数との水準の關係を利用して行う
次のaからcまでに掲げる取引（これに準ず
る取引で株価指数に係る有価証券オプション
取引（外国有価証券市場において行われる類
似の取引を含む。以下この条において同じ。）
を利用して行うものを含む。）に係る買付け
（次条において「株価指数先物取引に係る約
定指数の水準と株価指数との水準の關係を利
用した買付け」という。）

a 売方株価指数先物取引（株価指数先物取
引のうち現実指数が約定指数を下回った場
合に金銭を受領することとなるものをい

じ。)が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り。)の買付けを行う取引

c (略)

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a~c (略)

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。)又は株券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券コールオプション」と

う。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を証券取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り。)の買付けを行う取引

c (略)

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a~c (略)

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。)又は株券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券コールオプション」と

いう。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け(次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 株券オプション取引(株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。)により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b (略)

(12)~(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 金融商品取引業等に関する内閣府令

いう。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け(次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 株券オプション取引(株券の売買に係る有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。)により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b (略)

(12)~(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府

(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(13) (略)

(14) 次のa又はbに掲げる価格で顧客と本所の市場外における売買(施行令第20条第3項各号に掲げる者の計算に属するものを除く。)又はこの規程若しくは国内の他の金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客に対して有価証券の売付けを行うことを約している場合における、当該売付けの数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け(あらかじめ設定されたプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。)

a・b (略)

(15) (略)

(転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保)

第55条 転換社債型新株予約権付社債券について、幹事金融商品取引業者(幹事である金融商品取引業者をいう。)である会員は、本所の市場における当該転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(総売買高等の通知及び公表)

第62条 法第130条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、

令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(13) (略)

(14) 次のa又はbに掲げる価格で顧客と本所の市場外における売買(施行令第20条第3項各号に掲げる者の計算に属するものを除く。)又はこの規程若しくは国内の他の証券取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客に対して有価証券の売付けを行うことを約している場合における、当該売付けの数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け(あらかじめ設定されたプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。)

a・b (略)

(15) (略)

(転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保)

第55条 転換社債型新株予約権付社債券について、幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である会員は、本所の市場における当該転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(総売買高等の通知及び公表)

第62条 法第116条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、

電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他本所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

(内閣総理大臣への報告)

第63条 法第131条の規定による本所の市場における毎日の相場等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他本所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他本所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

(内閣総理大臣への報告)

第63条 法第117条の規定による本所の市場における毎日の相場等の内閣総理大臣への報告は、書面を通じて行うものとする。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(金融商品債務引受業を行う者の指定等)</p> <p>第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、<u>金融商品債務引受業</u>を行わせる<u>金融商品取引清算機関</u>として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(有価証券債務引受業を行う者の指定等)</p> <p>第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、<u>有価証券債務引受業</u>を行わせる<u>証券取引清算機関</u>として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。</p>

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 正会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が<u>認可金融商品取引業協会</u>に所属する<u>金融商品取引業者</u>である場合については、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 正会員は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって<u>金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条(第1項第1号二、第2項第3号口及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員は当該通知書を送付したものとみなす。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(信用取引に関する通知書の送付)</p> <p>第6条 正会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、顧客が<u>証券業協会</u>に所属する<u>証券会社又は外国証券会社</u>である場合については、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 正会員は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって<u>証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第30条の2</u>において準用する同第29条の2(第1項第1号二、第2項第3号、第4号口及び第5号を除く。))に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員は当該通知書を送付したものとみなす。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(他市場制度信用取引の未決済勘定)</p> <p>第15条 制度信用銘柄である銘柄(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄に限る。)が、当該他の<u>金融商品取引所</u>のいずれかにおいて本所が別に定める態様により上場廃止となる場合であって、かつ、当該上場廃止となる国内の他の<u>金融商品取引所</u>が開設する<u>取引所金融商品市場</u>における顧客の当該銘柄の売買に係る他市場制度信用取引(国内の他の<u>金融商品取引所</u></p>	<p>(他市場制度信用取引の未決済勘定)</p> <p>第15条 制度信用銘柄である銘柄(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄に限る。)が、当該他の<u>証券取引所</u>のいずれかにおいて本所が別に定める態様により上場廃止となる場合であって、かつ、当該上場廃止となる国内の他の<u>証券取引所</u>が開設する<u>取引所有価証券市場</u>における顧客の当該銘柄の売買に係る他市場制度信用取引(国内の他の<u>証券取引所</u>が開設する<u>取引所</u></p>

が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の金融商品取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。)に係る未決済勘定を制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、その旨及び取扱いを開始する日を正会員と当該顧客が合意したときは、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定は、当該日以後制度信用取引に係る未決済勘定とみなす。この場合において、当該日は、当該上場廃止の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)以後の日であることを要するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

有価証券市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の証券取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。)に係る未決済勘定を制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、その旨及び取扱いを開始する日を正会員と当該顧客が合意したときは、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定は、当該日以後制度信用取引に係る未決済勘定とみなす。この場合において、当該日は、当該上場廃止の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)以後の日であることを要するものとする。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。</p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第111条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。</p>
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に<u>有価証券</u>が上場されていない発行者が、<u>有価証券</u>の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の<u>有価証券上場申請書</u>を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る<u>有価証券</u>以外の<u>有価証券</u>(法第2条第1項第20号に掲げる<u>有価証券</u>(以下「<u>預託証券</u>」という。)を除く。)の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)~(8) (略)</p> <p>2 前項に規定する<u>有価証券上場申請書</u>には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)~(6)の2 (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の<u>幹事金融商品取引業者</u>(幹事である<u>金融商品取引業者</u>をいう。)である本所の会員(会員に準じるものとして本所が適当と認める<u>非会員金融商品取引業者</u>を含む。以下「<u>幹事会員</u>」という。)が作成した本所所定の<u>推薦書</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に<u>有価証券</u>が上場されていない発行者が、<u>有価証券</u>の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の<u>有価証券上場申請書</u>を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る<u>有価証券</u>以外の<u>有価証券</u>(法第2条第1項第10号の3に掲げる<u>有価証券</u>(以下「<u>預託証券</u>」という。)を除く。)の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)~(8) (略)</p> <p>2 前項に規定する<u>有価証券上場申請書</u>には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)~(6)の2 (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の<u>幹事証券会社</u>(幹事である<u>証券会社</u>又は<u>外国証券会社</u>をいう。)である本所の会員(会員に準じるものとして本所が適当と認める<u>非会員証券会社</u>を含む。以下「<u>幹事会員</u>」という。)が作成した本所所定の<u>推薦書</u></p>

ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、添付を要しない。

(8) ~ (9) (略)

3 ~ 9 (略)

1 0 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第 1 項に規定する有価証券上場申請書には、第 2 項から第 7 項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) ~ (7) (略)

1 1 ・ 1 2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。

ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、添付を要しない。

(8) ~ (9) (略)

3 ~ 9 (略)

1 0 新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第 1 項に規定する有価証券上場申請書には、第 2 項から第 7 項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) ~ (7) (略)

1 1 ・ 1 2 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 新規上場申請者の株券又は優先出資証券が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、同項第6号の規定を適用しないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 新規上場申請者の株券又は優先出資証券が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、同項第6号の規定を適用しないものとする。</p> <p>3 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～o (略)</p> <p>p 国内の<u>金融商品取引所</u>又は<u>外国の金融商品取引所等</u>に対する株券又は優先出資証券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</p> <p>q～s (略)</p> <p>t 当該上場会社が発行者である株券等に係る前s前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>金融商品取引法</u>施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第31条に規定する買集め行為(以下このtにおいて「公開買付け等」という。)に対抗するための買付けその他の有償の譲受</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～o (略)</p> <p>p 国内の<u>証券取引所</u>又は<u>外国の証券取引所等</u>に対する株券又は優先出資証券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</p> <p>q～s (略)</p> <p>t 当該上場会社が発行者である株券等に係る前s前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>証券取引法</u>施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第31条に規定する買集め行為(以下このtにおいて「公開買付け等」という。)に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要</p>

けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示

u ~ a j (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a ~ p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

r ~ w (略)

(3) ~ (5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59条。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(2)の2 上場会社が連動子会社(取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)を有している場合には、

請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示

u ~ a j (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a ~ p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の証券取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額(当該日の証券取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の証券取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

r ~ w (略)

(3) ~ (5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。)で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(2)の2 上場会社が連動子会社(取引規制府令第1条の2第10号に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)を有している場合に

第2号のほか、当該連動子会社が次のいずれかに該当する場合

a・b (略)

(3) (略)

3～9 (略)

(会社情報の開示の方法)

第2条の3 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、本所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の金融商品取引所(T D n e tが設置されている金融商品取引所に限る。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本所が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出したときは、本所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4～6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)～(11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結す

は、第2号のほか、当該連動子会社が次のいずれかに該当する場合

a・b (略)

(3) (略)

3～9 (略)

(会社情報の開示の方法)

第2条の3 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、本所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の証券取引所(T D n e tが設置されている証券取引所に限る。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本所が適当と認める書類を当該証券取引所に提出したときは、本所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4～6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)～(11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結す

る金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）

（ 1 3 ） （ 略 ）

2・3 （ 略 ）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

る証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換（株式については会社が発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）

（ 1 3 ） （ 略 ）

2・3 （ 略 ）

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象事業年度の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 本所及び国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券については、本所及び当該<u>金融商品取引所</u>における最近1年間の月平均売買高の合計が2単位未満である場合</p> <p>(4)~(19) (略)</p> <p>(Q - B o a r dの上場廃止基準)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象事業年度の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の<u>証券取引所</u>の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 本所及び国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券については、本所及び当該<u>証券取引所</u>における最近1年間の月平均売買高の合計が2単位未満である場合</p> <p>(4)~(19) (略)</p> <p>(Q - B o a r dの上場廃止基準)</p>

第2条の2 Q - B o a r d上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) (略)

(2) 売買高

次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

a (略)

b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券については、本所及び当該金融商品取引所における最近1年間の月平均売買高が4単位未満である場合

(3)・(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

第2条の2 Q - B o a r d上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) (略)

(2) 売買高

次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

a (略)

b 本所及び国内の他の証券取引所に上場されている株券については、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高が4株未満である場合

(3)・(4) (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 証券会員制法人 福岡証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する<u>取引所金融商品市場</u>における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 空売りを行おうとするときは、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第10条各号に規定する取引を除き、その旨</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 顧客が取次者(正会員に有価証券の売買の委託をした顧客が、<u>金融商品取引業者</u>である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。)である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨</p> <p>(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に規定する取引であるか否かの別を、正会員に対し明らかにするものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 証券会員制法人 福岡証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する<u>取引所有価証券市場</u>における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 空売りを行おうとするときは、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令(平成4年大蔵省令第50号)第1条各号に規定する取引を除き、その旨</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 顧客が取次者(正会員に有価証券の売買の委託をした顧客が、<u>証券会社又は外国証券会社</u>である場合であって、当該委託が正会員に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。)である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨</p> <p>(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に規定する取引であるか否かの別を、正会員に対し明らかにするものとする。</u></p>

(利子の日割計算)

第 1 1 条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令(昭和 4 0 年政令第 3 2 1 号)第 2 条の 1 1に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買及び非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第 2 9 条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第 3 4 条第 2 項において同じ。) に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

1 0 0 分の 8 0

(2) (略)

(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

1 0 0 分の 8 5

(4) (略)

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(金融商品取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号)第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券又は同項第 1 7 号に掲げる有価証券のうち同項第 5 号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。) で

(利子の日割計算)

第 1 1 条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、証券取引法施行令(昭和 4 0 年政令第 3 2 1 号)第 2 条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買及び非課税扱いの条件が付された売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第 2 9 条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第 3 4 条第 2 項において同じ。) に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

1 0 0 分の 7 0

(2) (略)

(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

1 0 0 分の 8 5

(4) (略)

(5) 国内の証券取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(証券取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号)第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる有価証券又は同項第 9 号に掲げる有価証券のうち同項第 4 号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。) であって、社

あって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

(8) 国内の金融商品取引所に上場されている外国国債証券

100分の85

(9) 国内の金融商品取引所に上場されている外国地方債証券

100分の85

(10)・(11) (略)

(12) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。国内の金融商品取引所に上場されているものに限る。)

100分の85

債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の80

(7) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の80

(8) 国内の証券取引所に上場されている外国国債証券

100分の85

(9) 国内の証券取引所に上場されている外国地方債証券

100分の85

(10)・(11) (略)

(12) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。国内の証券取引所に上場されているものに限る。)

100分の85

(13) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の80

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの

社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) (略)

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)
第33条 (略)

2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切

(13) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) (略)

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)
第33条 (略)

2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切

の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第1号（充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第2号（当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第3項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

（他市場制度信用取引の未決済勘定）

第39条の2 顧客の他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の金融商品取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。）に係る未決済勘定を、取引所が定めるところにより制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、正会員と顧客が合意した場合は、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金は、制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金とみなす。この場合において、当該制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日は、当該他市場制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日とする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第1号（充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第2号（当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第3項の約定価額は、顧客が証券会社と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

（他市場制度信用取引の未決済勘定）

第39条の2 顧客の他市場制度信用取引（国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の証券取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。）に係る未決済勘定を、取引所が定めるところにより制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、正会員と顧客が合意した場合は、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金は、制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金とみなす。この場合において、当該制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日は、当該他市場制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日とする。

発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は貴社に発行日決済取引を委託するに際し、法令、その発行日決済取引を執行する<u>金融商品取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、決定事項および慣行中、発行日決済取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</p>	<p>私は貴社に発行日決済取引を委託するに際し、法令、その発行日決済取引を執行する<u>証券取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、決定事項および慣行中、発行日決済取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</p>
<p>（期限の利益の喪失）</p>	<p>（期限の利益の喪失）</p>
<p>第1条 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。</p>	<p>第1条 私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について、当然期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。</p>
<p>（1） 差押、仮差押、もしくは競売の申立て、または破産<u>手続開始</u>、再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき</p>	<p>（1） 差押、仮差押、もしくは競売の申立て、または破産、再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき</p>
<p>（2）～（4） （略）</p>	<p>（2）～（4） （略）</p>
<p>私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。</p>	<p>私が次に掲げる事項の一に該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する発行日決済取引にかかるすべての債務について期限の利益を失ない、ただちに弁済すること。</p>
<p>（1） 貴社との<u>金融商品取引</u>に関し負担する債務の一の履行を怠たり、または貴社に対する取引の約定の一に違背したとき</p>	<p>（1） 貴社との<u>証券取引</u>に関し負担する債務の一の履行を怠たり、または貴社に対する取引の約定の一に違背したとき</p>
<p>（2） （略）</p>	<p>（2） （略）</p>
<p>（占有物の処分）</p>	<p>（占有物の処分）</p>
<p>第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、<u>金融商品取引</u>に関し貴社の占有している私の動産、</p>	<p>第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、<u>証券取引</u>に関し貴社の占有している私の動産、有価</p>

有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。

平成 年 月 日

住 所

委託者

氏名または名称

殿

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。

平成 年 月 日

住 所

委託者

氏名または名称

証券株式会社 殿

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。</p> <p>つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する<u>取引所金融商品市場</u>を開設する<u>金融商品取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p>	<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。</p> <p>つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>証券取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する<u>取引所有価証券市場</u>を開設する<u>証券取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p>
<p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） その他<u>金融商品取引</u>に関し、貴社が占有している私の有価証券及びその他の動産</p>	<p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） その他<u>証券取引</u>に関し、貴社が占有している私の有価証券及びその他の動産</p>
<p>（<u>通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置</u>）</p> <p>第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場</p>	<p>（<u>通知証券会社等に該当した場合の措置</u>）</p> <p>第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場</p>

合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなることを。

（１） 貴社が金融商品取引法に定める通知金融商品業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

（２） 貴社が金融商品取引法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその広告を行ったとき。

2 （略）

（認定等に伴う措置に係る請求）

第15条 貴社が通知金融商品業者又は認定金融商品取引業者に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

（電磁的方法による書面の授受）

第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることがで

合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなることを。

（１） 貴社が証券取引法に定める通知証券会社に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

（２） 貴社が証券取引法に定める認定証券会社に該当し、基金がその広告を行ったとき。

2 （略）

（認定等に伴う措置に係る請求）

第15条 貴社が通知証券会社又は認定証券会社に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

（電磁的方法による書面の授受）

第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令第31条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができる

きること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 (略)

平成 年 月 日

住 所

委託者

氏名又は名称

殿

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

こと。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 (略)

平成 年 月 日

住 所

委託者

氏名又は名称

証券株式会社 殿

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 最近1年間の月平均売買高が2単位未満である場合。ただし、本所及び国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合は、本所及び当該<u>金融商品取引所</u>における最近1年間の月平均売買高の合計が2単位未満とする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 最近1年間の月平均売買高が2単位未満である場合。ただし、本所及び国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている場合は、本所及び当該<u>証券取引所</u>における最近1年間の月平均売買高の合計が2単位未満とする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 債券の上場を申請しようとする者が、<u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 債券の上場を申請しようとする者が、<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第17条の5第1項第1号(同条第4項による場合を含む。))に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p>付 則</p>	

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場されている国内の他の<u>金融商品取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社又は上場会社の子会社が国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の<u>金融商品取引所</u>において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が上場されている国内の他の<u>証券取引所</u>の定める上場廃止の基準に該当していないこと。</p> <p>d (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社又は上場会社の子会社が国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の<u>証券取引所</u>において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

(5) 上場会社が国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)又は当該他の会社の親会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)又は当該他の会社の親会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において「不動産投資信託証券」とは、<u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において「不動産投資信託証券」とは、<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(上場申請)</p> <p>第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券 当該受益証券に係る投資信託の委託者である<u>投資信託委託会社</u>(<u>投資信託法</u>第2条第11項に定める<u>投資信託委託会社</u>をいい、当該<u>投資信託委託会社</u>から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)及びその受託者である信託会社等(<u>投資信託法</u>第3条に定める信託会社等をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券 当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等(当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)</p> <p>(3) 投資証券</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券 当該受益証券に係る投資信託の委託者である<u>投資信託委託業者</u>(当該<u>投資信託委託業者</u>から<u>投資信託法</u>第17条第1項の規定により委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)及びその受託者である信託会社等(<u>投資信託法</u>第4条に定める信託会社等をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券 当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等(当該信託会社等から<u>投資信託法</u>第49条の10第1項の規定により委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。)</p> <p>(3) 投資証券</p>

当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（投資信託法第2条第19項に定める資産運用会社をいい、当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）

2 （略）

3 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

（1）（略）

（2） 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し各2部

a 有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類

b 半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）

4～6 （略）

7 上場申請銘柄が、第4条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社が行うものとする。

8 （略）

（上場審査基準）

第4条 不動産投資信託証券の上場審査について

当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から投資信託法第34条の5第1項の規定により投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）

2 （略）

3 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

（1）（略）

（2） 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し各2部

a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類

b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）

4～6 （略）

7 上場申請銘柄が、第4条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の投資信託委託業者が行うものとする。

8 （略）

（上場審査基準）

第4条 不動産投資信託証券の上場審査について

は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 次の a から c までに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める者が社団法人投資信託協会の会員であること。

a 委託者指図型投資信託の受益証券 投資信託の委託者である投資信託委託会社

b (略)

c 投資証券 投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社

(2) 上場申請銘柄が、次の a から q までに適合していること。

a・b (略)

c 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、上場後2年が経過するまでの間、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る助言契約を金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。)との間で締結する旨を本所所定の書面により確約しているものであること。ただし、幹事会員が本所所定の推薦書により当該不動産投資信託証券の上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。

d～q (略)

(3) (略)

2 (略)

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 次の a から c までに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める者が投資信託法第50条に規定する投資信託協会の会員(投資信託法第6条の認可を受けた者又は信託会社等に限る。以下同じ。)であること。

a 委託者指図型投資信託の受益証券 投資信託の委託者である投資信託委託業者

b (略)

c 投資証券 投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者

(2) 上場申請銘柄が、次の a から q までに適合していること。

a・b (略)

c 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、上場後2年が経過するまでの間、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る助言契約を証券会社との間で締結する旨を本所所定の書面により確約しているものであること。ただし、幹事取引参加者が本所所定の推薦書により当該不動産投資信託証券の上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。

d～q (略)

(3) (略)

2 (略)

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- (a) ~ (d) (略)
- (e) 国内の金融商品取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請
- (f) 当該投資信託委託会社の合併
- (g) 当該投資信託委託会社の破産手続開始の申立て
- (h) 当該投資信託委託会社の解散（合併による解散を除く。）
- (i) 当該投資信託委託会社の金融商品取引業の廃止
- (i) の 2 法第 3 1 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業（法第 2 8 条第 4 項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者でなくなること
- (j) 当該投資信託委託会社の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
- (k) 当該投資信託委託会社の事業の全部の譲渡
- (l) 当該投資信託委託会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (m) ・ (n) (略)
- (o) (a) から前 (n) までに掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産

- (1) 委託者指図型投資信託の受益証券
上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- (a) ~ (d) (略)
- (e) 国内の証券取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請
- (f) 当該投資信託委託業者の合併
- (g) 当該投資信託委託業者の破産手続開始の申立て
- (h) 当該投資信託委託業者の解散（合併による解散を除く。）
- (i) 当該投資信託委託業者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業の廃止（新設）
- (j) 当該投資信託委託業者の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
- (k) 当該投資信託委託業者の事業の全部の譲渡
- (l) 当該投資信託委託業者が投資信託法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (m) ・ (n) (略)
- (o) (a) から前 (n) までに掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産

に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 法第51条の規定による業務改善命令

(b) (略)

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

(d)・(e) (略)

(f) (a)から前(e)までに掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 国内の金融商品取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) (略)

d (略)

(2) (略)

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)~(e) (略)

に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 投資信託法第40条の規定による業務改善命令

(b) (略)

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、投資信託法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

(d)・(e) (略)

(f) (a)から前(e)までに掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 国内の証券取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) (略)

d (略)

(2) (略)

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a)~(e) (略)

- (f) 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (g) ~ (k) (略)
- b (略)
- c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (b) 当該資産運用会社の合併
- (c) 当該資産運用会社の破産手続開始の申立て
- (d) 当該資産運用会社の解散 (合併による解散を除く。)
- (e) 当該資産運用会社の金融商品取引業の廃止
- (e) の 2 法第 3 1 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること
- (f) 当該資産運用会社の会社の分割 (事業の全部を承継させる場合に限る。)
- (g) 当該資産運用会社の事業の全部の譲渡
- (h) 当該資産運用会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (i) (a) から前 (h) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場投資証券の発行者である投資法人の

- (f) 国内の証券取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (g) ~ (k) (略)
- b (略)
- c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
- (a) 国内の証券取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請
- (b) 当該投資信託委託業者の合併
- (c) 当該投資信託委託業者の破産手続開始の申立て
- (d) 当該投資信託委託業者の解散 (合併による解散を除く。)
- (e) 当該投資信託委託業者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業の廃止 (新設)
- (f) 当該投資信託委託業者の会社の分割 (事業の全部を承継させる場合に限る。)
- (g) 当該投資信託委託業者の事業の全部の譲渡
- (h) 当該投資信託委託業者が投資信託法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- (i) (a) から前 (h) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場投資証券の発行者である投資法人の

資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 法第51条の規定による業務改善命令
- (b) (略)
- (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分
- (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 資産運用会社等(上場不動産投資信託証券が、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等を、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社をいう。第3号において同じ。)が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a・b (略)

資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者に、次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 投資信託法第40条の規定による業務改善命令
- (b) (略)
- (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、投資信託法に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分
- (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資信託委託業者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 投資信託委託業者等(上場不動産投資信託証券が、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等を、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者をいう。第3号において同じ。)が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a・b (略)

(2) (略)

(3) 資産運用会社等が、投資信託法第 1 3 条第 1 項各号に掲げる取引 (同法第 5 4 条において準用する場合を含む。) 又は同法第 2 0 3 条第 2 項に定める取引を行った場合 (投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。)

(4) ・ (5) (略)

3 ~ 5 (略)

6 上場不動産投資信託証券の発行者等は、投資者への適時、適切な上場不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

7 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第 1 1 条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券
次に掲げる場合

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 投資信託委託業者等が、投資信託法第 2 8 条第 1 項各号に掲げる取引 (同法第 4 9 条の 1 1において準用する場合を含む。) 又は同法第 3 4 条の 6 第 2 項に定める取引を行った場合 (投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。)

(4) ・ (5) (略)

3 ~ 5 (略)

6 上場不動産投資信託証券の発行者等は、投資者への適時、適切な上場不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

7 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第 1 1 条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券
次に掲げる場合

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a (略)

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が第9条第1項第3号cの(a)から(i)まで又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をする者がある者の選定

(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

3~7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会

(2) (略)

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a (略)

b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第9条第1項第3号cの(a)から(i)まで又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をする者がある者の選定

(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

3~7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が行っていた業務が他の投資信託委託業

社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合

(b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合

(c) 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(d) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合

b (略)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

a (略)

b 社団法人投資信託協会の会員でなくなっ

者に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託業者が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) 投資信託法第38条第4項の規定により、投資信託委託業の認可が失効した場合

(b) 投資信託法第41条第1項、第42条第1項第1号ホ又は第43条の規定により、投資信託委託業の認可を取り消された場合

(c) 投資信託法第50条に規定する投資信託協会の会員でなくなった場合

(新設)

b (略)

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

a (略)

b 投資信託法第50条に規定する投資信託

<p>た場合</p> <p>c (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた<u>資産運用会社</u>が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた<u>資産運用会社</u>が行っていた業務が他の<u>資産運用会社</u>に引き継がれ、かつ、当該他の<u>資産運用会社</u>が不動産投資信託証券上場契約書及び第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>(a) <u>法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合</u></p> <p>(b) <u>法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合</u></p> <p>(c) <u>社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合</u></p> <p>(d) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた<u>資産運用会社</u>でなくなった場合</p> <p>(e) <u>法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合</u></p> <p>2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p>	<p><u>協会の会員でなくなった場合</u></p> <p>c (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた<u>投資信託委託業者</u>が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた<u>投資信託委託業者</u>が行っていた業務が他の<u>投資信託委託業者</u>に引き継がれ、かつ、当該他の<u>投資信託委託業者</u>が不動産投資信託証券上場契約書及び第9条第3項に規定する宣誓書及び添付書類を提出し、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>(a) <u>投資信託法第38条第4項の規定により、投資法人資産運用業の認可が失効した場合</u></p> <p>(b) <u>投資信託法第41条第1項、第42条第1項第1号ホ又は第43条の規定により、投資法人資産運用業の認可を取り消された場合</u></p> <p>(c) <u>投資信託法第50条に規定する投資信託協会の会員でなくなった場合</u></p> <p>(d) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた<u>投資信託委託業者</u>でなくなった場合</p> <p>(新設)</p> <p>2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p>
---	--

(1) ~ (6) (略)

(7) 最近 1 年間の売買高が 2 0 口未満である場合。ただし、本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている場合は、本所及び当該金融商品取引所における最近 1 年間の売買高の合計が 2 0 口未満とする。

(8) ~ (1 7) (略)

3 ・ 4 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。

(1) ~ (6) (略)

(7) 最近 1 年間の売買高が 2 0 口未満である場合。ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上場されている場合は、本所及び当該証券取引所における最近 1 年間の売買高の合計が 2 0 口未満とする。

(8) ~ (1 7) (略)

3 ・ 4 (略)

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。))第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券であって、日経株価指数300に連動する投資成果を目指す証券投資信託をいう。)(以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場及び売買等について、有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受益証券の見本</u></p> <p>(3) <u>法第29条の2第2項第2号に規定する業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類</u></p> <p>(4) <u>法第47条の2に規定する事業報告書</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより提出するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場及び売買等について、有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>有価証券上場規程第3条第2項第1号から第4号までに定める書類</u></p> <p>(3) <u>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。)第8条第2項に規定する業務の方法を記載した書類</u></p> <p>(4) <u>投資信託法第37条第1項に規定する営業報告書</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>(7) 本所所定の募集予定書</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより提出するものとする。</p>

(1) 有価証券上場規程第 3 条第 5 項第 3 号 a から d までに定める書類

各 2 部 (b に規定する書類については 1 部)

内閣総理大臣等に提出した後遅滞なく

(2) ~ (4) (略)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第 5 条 上場受益証券の発行者である投資信託委託会社 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 2 6 年法律第 1 9 8 号。以下「投資信託法」という。) 第 2 条第 1 1 項に定める投資信託委託会社をいい、当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けたものを含む。以下同じ。) は、第 2 条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(投資信託委託会社が行う適時開示等)

第 6 条 投資信託委託会社は、内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。

2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。

(削 除)

(1) ・ (2) (略)

(3) 法に基づき投資信託委託会社が内閣総

(1) 有価証券上場規程第 3 条第 4 項第 3 号 a から d までに定める書類

各 2 部 (b に規定する書類については 1 部)

内閣総理大臣等に提出した後遅滞なく

(2) ~ (4) (略)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第 5 条 上場受益証券の発行者 (以下「投資信託委託業者」という。) は、第 2 条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(投資信託委託業者が行う適時開示等)

第 6 条 投資信託委託業者は、内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。

2 投資信託委託業者は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。

(1) 業務の方法の変更

(2) ・ (3) (略)

(4) 投資信託法に基づき投資信託委託業者

理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(4)・(5) (略)

- 3 投資信託委託会社は、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。
- 4 投資信託委託会社は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託会社は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 前4項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。
- 6 投資信託委託会社は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 7 第1項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託会社は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 投資信託委託会社は、次の各号に定める

が投資信託に関し内閣総理大臣等に対して行う承認の申請

(5)・(6) (略)

- 3 投資信託委託業者は、投資信託法第28条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。
- 4 投資信託委託業者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 前4項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。
- 6 投資信託委託業者は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。
- 7 第1項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託業者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託業者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 投資信託委託業者は、次の各号に定める

書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 運用報告書(投資信託法第14条に規定する運用報告書をいう。以下同じ。)及び運用報告書に準じて半期ごとに作成する報告書
各2部 作成後直ちに

(2)・(3) (略)

- 2 投資信託委託会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 3 投資信託委託会社は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

第8条 投資信託委託会社は、投資信託約款の信託金の限度額を変更する場合には、当該変更後において増加することとなる受益権の口数について、本所が定めるところにより、投資信託約款の変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 投資信託委託会社は、投資信託約款に規定する追加信託又は交換が行われた場合には、その旨を本所に通知するものとする。

- 2 投資信託委託会社は、追加信託が行われた場合には、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 運用報告書(投資信託法第33条に規定する運用報告書をいう。以下同じ。)及び運用報告書に準じて半期ごとに作成する報告書
各2部 作成後直ちに

(2)・(3) (略)

- 2 投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託業者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。
- 3 投資信託委託業者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続)

第8条 投資信託委託業者は、投資信託約款の信託金の限度額を変更する場合には、当該変更後において増加することとなる受益権の口数について、本所が定めるところにより、投資信託約款の変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 投資信託委託業者は、追加信託又は租税特別措置法第37条の15第3項に規定する交換が行われた場合には、その旨を本所に通知するものとする。

- 2 投資信託委託業者は、追加信託が行われた場合には、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託会社が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

- (1) (略)
- (2) 投資信託契約に係る事業を譲渡した場合
- (3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (4) 投資信託委託会社が本所に提出する書類その他受益証券に関する事項を記載した法又は投資信託法に基づき作成する書類に虚偽の記載を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
- (5) 投資信託委託会社が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 (略)

(上場廃止前の売買)

第11条 投資信託委託会社又は受益証券が前条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

(上場手数料及び年賦課金)

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

- (1) (略)
- (2) 投資信託契約に係る営業を譲渡した場合
- (3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
- (4) 投資信託委託業者が本所に提出する書類その他受益証券に関する事項を記載した法又は投資信託法に基づき作成する書類に虚偽の記載を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
- (5) 投資信託委託業者が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 (略)

(上場廃止前の売買)

第11条 投資信託委託業者又は受益証券が前条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託会社は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託業者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段(半休日においては、cに定める値段を除く。)により行うものとする。</p> <p>a 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引(本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所(以下「指定取引所」という。))における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。cにおいて同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段(半休日においては、cに定める値段を除く。)により行うものとする。</p> <p>a 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引(本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の証券取引所(以下「指定取引所」という。))における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。cにおいて同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>4～7 (略)</p>

付 則

この改正規則は、平成19年9月30日から施行する。

**信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する
受託契約準則の特例を廃止する規則**

信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) <u>法第30条第1項の認可</u>の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。</p> <p><u>(1)の2 法第31条第4項の規定に基づく変更登録(法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止に係る変更登録を除く。)</u>を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>金融商品取引業に係る業務を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)</u></p> <p>(4) <u>法第35条3項若しくは第6項の届出を行ったとき、又は法第35条第4項の承認を受けたとき。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) <u>法第29条第1項又は外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)第7条第1項の認可(以下「認可」という。)</u>の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>証券業に係る営業を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む。)</u></p> <p>(4) <u>法第34条第3項若しくは第6項(これらの規定を外国証券会社に関する法律第14条第1項において準用する場合を含む。)</u>の届出を行ったとき、又は<u>法第34条第4項(外国証券会社に関する法律第14条第1項において準用する場合を含む。)</u>の承認を受けたとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役</p>

む。)を行ったとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)

(9) ~ (10) 略

(11) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)

(12) 略

(13) 法令(外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)

(13)の2・(14)(略)

(14) 国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所への加入又は脱退(取引資格の取得又は喪失を含む。)

(15) 所属の国内の他の金融商品取引所若しくは外国の金融商品取引所又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。

(16) 役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(17) 主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)が法第29条の4第1項第5号二又はホに該当することとなった事実を知ったとき。

(18) (略)

の決定を含む。)を行ったとき(外国証券会社にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)

(9) ~ (10) 略

(11) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき(外国証券会社にあつては、外国証券法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。)

(12) 略

(13) 法令(外国証券会社にあつては、外国証券法令を含む。)の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき(上訴の場合を含む。)

(13)の2・(14)(略)

(14) 国内の他の証券取引所又は外国の証券取引所への加入又は脱退(取引資格の取得又は喪失を含む。)

(15) 所属の国内の他の証券取引所若しくは外国の証券取引所又は証券業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。

(16) 役員が法第28条の4第1項第9号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(17) 主要株主(法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イからハまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

(18) (略)

<p>(19) <u>法第56条の2</u>に基づくモニタリング調査表を作成したとき。</p> <p>(20)・(21) (略)</p> <p>(22) <u>事業報告書</u>を作成したとき。</p> <p>(23)～(26) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(19) <u>法第59条又は外国証券業者に関する法律第31条</u>に基づくモニタリング調査表を作成したとき。</p> <p>(20)・(21) (略)</p> <p>(22) <u>営業報告書(証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第32条第2項(外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第37号)第30条第2項において準用する場合を含む。))に規定する添付書類を含む。)</u>を作成したとき。</p> <p>(23)～(26) (略)</p>
--	--

定額会費の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(算出の資料)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々事業年度における有価証券報告書又は<u>事業報告書</u>によりおこなう。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(算出の資料)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々事業年度における有価証券報告書又は<u>営業報告書</u>によりおこなう。</p> <p>2 (略)</p>

定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定率会費)</p> <p>第2条 定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 売買立会による売買(立会外分売を含む。)並びに当該売買に係る過誤訂正のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。</p> <p>a 株券(新株予約権証券、優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、投資信託の受益証券(日経300株価指数連動型上場投資信託(特別租税措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下同じ。))の受益証券を除く。))及び投資証券を含む。以下同じ。)</p> <p>月間の売買代金の万分の1.19</p> <p>ただし、本所及び国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(以下、「重複上場銘柄」という。)の対当取引(対当取引の報告に関する規則第1条に定める対当取引をいう。)については、月間の売買代金の万分の0.1とする。</p> <p>b~d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(定率会費)</p> <p>第2条 定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 売買立会による売買(立会外分売を含む。)並びに当該売買に係る過誤訂正のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。</p> <p>a 株券(新株予約権証券、優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託の受益証券(日経300株価指数連動型上場投資信託(特別租税措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下同じ。))の受益証券を除く。))及び投資証券を含む。以下同じ。)</p> <p>月間の売買代金の万分の1.19</p> <p>ただし、本所及び国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(以下、「重複上場銘柄」という。)の対当取引(対当取引の報告に関する規則第1条に定める対当取引をいう。)については、月間の売買代金の万分の0.1とする。</p> <p>b~d (略)</p> <p>(2) (略)</p>

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 信託金の代用として、差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。<u>次項</u>において同じ。)</p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>金融商品取引業者</u>により締結されたものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(<u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は国内の<u>金融商品取引所</u>にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 信託金の代用として、差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。<u>次号</u>において同じ。)</p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締結されたものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号。))第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は国内の<u>証券取引所</u>にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行す</p>

の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(9) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の90

(10) 円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(11) 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

るもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(7) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(9) 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条に定める債券である円貨債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の90

(10) 円貨建外国債券（証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(11) 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの

社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち本所又は国内の他の金融商品取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち本所又は国内の他の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

(商号変更前の株券の代用の取扱い)

第3条 商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)の場合において清算・決済規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この条において同じ。)は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている商号変更前の株券について準用する。

(代用有価証券からの除外)

第4条 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金の代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引

(被合併会社株券等の代用の取扱い)

第3条 合併の場合において清算・決済規程第10条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社(会社以外の法人を含む。)株券(投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)及び商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)の場合において同規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められている被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。

(代用有価証券からの除外)

第4条 国内の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金の代用有価証券から除外する。

(新設)

(新設)

<p><u>所の上場会社に吸収合併される場合</u> <u>(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>2 (略)</p>
---	---------------------------

会員監察規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の監察は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則(以下「法令等」という。)の遵守の状況及び業務又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって会員の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(共同監察)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 本所は、会員が国内の他の<u>金融商品取引所</u>の会員又は取引参加者である場合は、当該<u>金融商品取引所</u>と共同して監察を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の監察は、会員の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則(以下「法令等」という。)の遵守の状況及び<u>営業</u>又は財産の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、もって会員の信用と協力を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>(共同監察)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 本所は、会員が国内の他の<u>証券取引所</u>の会員又は取引参加者である場合は、当該<u>証券取引所</u>と共同して監察を行うことができる。</p>

有価証券の売買の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査対象取引)</p> <p>第3条 本所は、次の各号に掲げる有価証券の売買について、審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る法第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(審査対象取引)</p> <p>第3条 本所は、次の各号に掲げる有価証券の売買について、審査を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場有価証券の発行者に係る<u>証券取引法</u>第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及び上場有価証券に係る<u>同法</u>第167条第3項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買</p> <p>(3) (略)</p>

広告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(広告に関する制限)</p> <p>第 1 条 会員は、次の各号に掲げる広告を行ってはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広告の内容が<u>金融商品取引法</u>その他の法令等の違反もしくは脱法行為と誤解されるおそれのある表示のあるもの</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。</p>	<p>(広告に関する制限)</p> <p>第 1 条 会員は、次の各号に掲げる広告を行ってはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広告の内容が<u>証券取引法</u>その他の法令等の違反もしくは脱法行為と誤解されるおそれのある表示のあるもの</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(別表) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>			<p>(別表) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>		
	銘柄	顧客		銘柄	顧客
1～4	(略)	(略)	1～4	(略)	(略)
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	金融商品取引所又はその会員等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客	5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	証券取引所又はその会員等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 法第2条第8項第12号口の投資一任契約及び「<u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u>」(平成19年内閣府令第52号)第123条第13号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p>			<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 法第34条第2項第1号の投資一任契約及び「<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令</u>」(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p>		
付 則					
この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。					

会員における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第33条の2の規定に基づき、会員が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第33条の規定に基づき、会員が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p>

第39条及び第51条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 定款第39条の規定に基づき会員加入の承認を行うときは、本国の<u>金融商品取引所</u>への会員加入について、本所における会員加入の取扱いと同等の取扱いが行われていない国の個人又は法人等により、会員加入申請者の経営が支配されている場合は、その状況を勘案して慎重にこれを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 定款第39条の規定に基づき会員加入の承認を行うときは、本国の<u>証券取引所</u>への会員加入について、本所における会員加入の取扱いと同等の取扱いが行われていない国の個人又は法人等により、会員加入申請者の経営が支配されている場合は、その状況を勘案して慎重にこれを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

定款第39条及び第51条に関する理事会決定に関する取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 定款第39条及び第51条に関する理事会決定における、本国の<u>金融商品取引所</u>への会員加入について本所における会員加入の取扱いと同等の取扱いが行われていない国の個人又は法人等により、会員加入申請者又は会員の経営が支配されている状態とは、次の各号の一に掲げる状態とする。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる国に国籍を有する個人若しくは本店等を有する法人その他の団体又はこれらのものが影響を及ぼすことができる個人若しくは法人その他の団体(以下「外国人等」)う。)の所有する株式数(他人(仮設人を含む。)の名義により所有しているものを含む。以下同じ。)の合計が、発行済株式総数の100分の50以上である状態</p> <p>a 当該国の<u>金融商品取引関係法令</u>により、<u>金融商品取引業者</u>又はその役職員の<u>金融商品取引所</u>への会員加入を制限している国</p> <p>b 定款等諸規則により又は制度運営において、<u>金融商品取引業者</u>又はその役職員の会員加入を制限している<u>金融商品取引所</u>の所在する国</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 定款第39条及び第51条に関する理事会決定における、本国の<u>証券取引所</u>への会員加入について本所における会員加入の取扱いと同等の取扱いが行われていない国の個人又は法人等により、会員加入申請者又は会員の経営が支配されている状態とは、次の各号の一に掲げる状態とする。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる国に国籍を有する個人若しくは本店等を有する法人その他の団体又はこれらのものが影響を及ぼすことができる個人若しくは法人その他の団体(以下「外国人等」という。)の所有する株式数(他人(仮設人を含む。)の名義により所有しているものを含む。以下同じ。)の合計が、発行済株式総数の100分の50以上である状態</p> <p>a 当該国の<u>証券関係法令</u>により、<u>証券会社</u>又はその役職員の<u>証券取引所</u>への会員加入を制限している国</p> <p>b 定款等諸規則により又は制度運営において、<u>証券会社</u>又はその役職員の会員加入を制限している<u>証券取引所</u>の所在する国</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために<u>金融商品取引法施行令</u>（昭和40年政令第321号）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号。<u>以下「法」という。</u>）第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために<u>証券取引法施行令</u>（昭和40年政令第321号。<u>以下「施行令」という。</u>）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（<u>法</u>第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（<u>法</u>第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価転換社債型新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価転換社債型新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価転換社債型新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）について、安定操作取引（<u>金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）</u>第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価転換社債型新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価転換社債型新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価転換社債型新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）について、安定操作取引（<u>証券取引法施行令（以下「施行令」という。）</u>第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

(3) 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者と元引受契約を締結した外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人であることを知りながら、その者から買付け（その者の計算による買付けに限る。）の受託（安定操作取引（（4）に規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。）の受託及び業務規程第54条各号に掲げる買付けの受託を除く。）をする行為

(4) (略)

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価転換社債型新株予約権証券、投資証券又は時価転換社債型新株予約権付社債券（安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあつては、当該投資信託受益証券）について買付けの受託又は売付け（金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(3) 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者と元引受契約を締結した外国証券業者であることを知りながら、その者から買付け（その者の計算による買付けに限る。）の受託（安定操作取引（（4）に規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。）の受託及び業務規程第54条各号に掲げる買付けの受託を除く。）をする行為

(4) (略)

2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価転換社債型新株予約権証券、投資証券又は時価転換社債型新株予約権付社債券（安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあつては、当該投資信託受益証券）について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(諮問事項)</p> <p>第 3 条 会員委員会、財務委員会及び業務委員会は、次に掲げる事項のうち的重要事項について、理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 会員委員会</p> <p style="padding-left: 2em;">会員の加入、脱退又は会員持ち分の譲渡に関する事項、会員の信用保持に関する事項、会員の組織、<u>業務</u>又は財産若しくは経理の状況に関する事項及び会員の有価証券の売買の受託等に関する事項並びにこれらの規定に関する事項</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。</p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第 3 条 会員委員会、財務委員会及び業務委員会は、次に掲げる事項のうち的重要事項について、理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を述べるすることができる。</p> <p>(1) 会員委員会</p> <p style="padding-left: 2em;">会員の加入、脱退又は会員持ち分の譲渡に関する事項、会員の信用保持に関する事項、会員の組織、<u>営業</u>又は財産若しくは経理の状況に関する事項及び会員の有価証券の売買の受託等に関する事項並びにこれらの規定に関する事項</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

仲介規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(仲介の却下)</p> <p>第 3 条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、仲介を行わないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>認可金融商品取引業協会</u>においてあつせん中の紛争につき仲介を申出たとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(仲介申出の取下げ)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は<u>認可金融商品取引業協会</u>にあつせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。</p>	<p>(仲介の却下)</p> <p>第 3 条 仲介の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、仲介を行わないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>証券業協会</u>においてあつせん中の紛争につき仲介を申出たとき</p> <p>(4) (略)</p> <p>(仲介申出の取下げ)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>2 申出人が仲介中の紛争につき訴訟の提起又は<u>証券業協会</u>にあつせんの申立てを行うときは、申出人は、その提起又は申立て前に仲介の申出を取り下げなければならない。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買管理上適当でないとする場合)</p> <p>第 2 4 条の 3 規程第 3 0 条第 1 項に規定する本所が売買管理上適当でないとする場合は、次の各号に定める場合とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 立会外分売に係る有価証券について、一般募集、株主割当、売出し、<u>取引所金融商品市場</u>における買付けその他本所が適当と認める方法以外の方法で 1 か年以内に取得したものではないことの確認がとれない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(立会外分売における対当順位)</p> <p>第 2 9 条 規程第 3 3 条に規定する本所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対当の順位は次のとおりとする。</p> <p>a 第 1 順位</p> <p>顧客 (<u>金融商品取引業者 (法第 2 8 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。以下この号において同じ。) を除く。) からの委託に基づく買付申込数量</u></p> <p>b 第 2 順位</p> <p><u>金融商品取引業者の自己の計算に基づく買付申込数量</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。</p>	<p>(売買管理上適当でないとする場合)</p> <p>第 2 4 条の 3 規程第 3 0 条第 1 項に規定する本所が売買管理上適当でないとする場合は、次の各号に定める場合とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 立会外分売に係る有価証券について、一般募集、株主割当、売出し、<u>取引所有価証券市場</u>における買付けその他本所が適当と認める方法以外の方法で 1 か年以内に取得したものではないことの確認がとれない場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(立会外分売における対当順位)</p> <p>第 2 9 条 規程第 3 3 条に規定する本所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対当の順位は次のとおりとする。</p> <p>a 第 1 順位</p> <p>顧客 (<u>証券会社及び外国証券会社を除く。) からの委託に基づく買付申込数量</u></p> <p>b 第 2 順位</p> <p><u>証券会社及び外国証券会社の自己の計算に基づく買付申込数量</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)</u>の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 本所若しくは国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(2) 投資信託受益証券(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄を除く。)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第5条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、<u>有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)</u>の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 本所若しくは国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>(2) 投資信託受益証券(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄を除く。)</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 本所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>b 投資信託受益証券(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 本所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>b 投資信託受益証券(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 前各号の規定にかかわらず、本所が他の<u>金融商品取引所</u>の価格を勘案して定めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 前各号の規定にかかわらず、本所が他の<u>証券取引所</u>の価格を勘案して定めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。</p>

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

延長立会時間内における売買の執行についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>本所の午後 3 時より午後 3 時 3 0 分の間（以下「延長立会時間」という。）の売買執行は下記によるものとする。</p> <p>1 延長立会時間内における売買約定値段は原則として、午後 3 時現在の直近値段（本所に直近値段がない場合には、<u>株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所が開設する取引所金融商品市場における最終値段（各取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段又は当該最終気配値段を含む。）</u>）によるものとし、これにより難しい場合においても、価格の継続性維持の観点から約定値段を定めるものとする。</p> <p>2 経済情勢の激変その他の事情により有価証券の相場に大きな変動が生じ又はその虞れのあるときは、ただちに売買立会を停止するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 19 年 9 月 3 0 日から施行する。</p>	<p>本所の午後 3 時より午後 3 時 3 0 分の間（以下「延長立会時間」という。）の売買執行は下記によるものとする。</p> <p>1 延長立会時間内における売買約定値段は原則として、午後 3 時現在の直近値段（本所に直近値段がない場合には、<u>東京又は大阪市場の最終値段「気配値段を含む」</u>）によるものとし、これにより難しい場合においても、価格の継続性維持の観点から約定値段を定めるものとする。</p> <p>2 経済情勢の激変その他の事情により有価証券の相場に大きな変動が生じ又はその虞れのあるときは、ただちに<u>売買立会</u>を停止するものとする。</p>

有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券取扱責任者の資格要件)</p> <p>第2条 有価証券取扱責任者は、当該会員の役員又は従業員で、本所の信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務についての責任者の地位にある者でなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、有価証券取扱責任者となることができない。ただし、本所が特別の情状を酌量した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに掲げる者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(有価証券取扱責任者の資格要件)</p> <p>第2条 有価証券取扱責任者は、当該会員の役員又は従業員で、本所の信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務についての責任者の地位にある者でなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、有価証券取扱責任者となることができない。ただし、本所が特別の情状を酌量した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>証券取引法第28条の4第9号イからへまでのいずれかに掲げる者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>

有価証券等取扱場所出入者規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>本所</u>の有価証券等取扱場所 に出入する者に関し、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>福岡証券取引所</u>(以下「<u>本所</u>」<u>という。</u>)の有価証券等取扱場所 に出入する者に関し、必要な事項を定める。</p>

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、本所が定めるところにより、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 本所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した<u>金融商品取引業者又は外国証券業者</u>(以下「<u>元引受金融商品取引業者等</u>」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「<u>募集等対象銘柄</u>」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った<u>元引受金融商品取引業者等</u>が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該<u>元引受金融商品取引業者等</u>の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 会員は、シンジケートカバー取引又はグリーンシューオプション(オーバーアロットメントを行う<u>元引受金融商品取引業者等</u>が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得できる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、本所が定めるところにより、本所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシューオプションの行使の総数量等の報告を行うものとする。</p>	<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、本所が定めるところにより、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 本所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した<u>証券会社又は外国証券業者</u>(以下「<u>元引受証券会社等</u>」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「<u>募集等対象銘柄</u>」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った<u>元引受証券会社等</u>が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該<u>元引受証券会社等</u>の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 会員は、シンジケートカバー取引又はグリーンシューオプション(オーバーアロットメントを行う<u>元引受証券会社等</u>が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得できる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、本所が定めるところにより、本所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシューオプションの行使の総数量等の報告を行うものとする。</p>

3・4 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

3・4 (略)

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。<u>次項</u>において同じ。)</p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>金融商品取引業者</u>により締結されたものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(<u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下こ</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。<u>次号</u>において同じ。)</p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締結されたものに限る。)</p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(<u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条におい</p>

の条において同じ。)又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

(8) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

(9) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の11に定める債券である円貨債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の90

(10) 円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のもの)であって、かつ、その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(11) 投資信託の受益証券及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び社団法人投資信託協会が前日(休業日に当

て同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(7) 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の80

(8) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の80

(9) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条に定める債券である円貨債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の90

(10) 円貨建外国債券(証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のもの)であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(11) 投資信託の受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、

たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) の時価を公表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受の受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

金融商品取引所(複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した金融商品取引所)における最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

(2) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち社団法人投資信託協会が前日の時価を公表するもの

社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち金融商品取引所に上場されているものについては、本所が定める順位により選択した金融商品取引所の最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

3 第1項第2号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限

順次繰り上げる。以下同じ。) の時価を公表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受の受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

証券取引所(複数の証券取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した証券取引所)における最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

(2) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を公表するもの

投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち証券取引所に上場されているものについては、本所が定める順位により選択した証券取引所の最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

3 第1項第2号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

る。

(本所が定める順位)

第4条の3 第4条第2項第1号及び第3号の規定における本所が定める順位は、第一順位は、当該差入日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。))に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

(商号変更前の株券の代用の取扱い)

第5条 商号変更の場合において清算・決済規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この条において同じ。)は、決済物件として認められている期間に限り、売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている商号変更前の株券について準用する。

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合

(本所が定める順位)

第4条の3 第4条第2項第1号及び第3号の規定における本所が定める順位は、第一順位は、当該差入日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各証券取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各証券取引所の定める普通取引をいう。))に係るものに限る。)の最も多い証券取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。

(被合併会社株券等の代用の取扱い)

第5条 合併の場合において清算・決済規程第10条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において同規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められている被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める

(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、売買取引金の代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他該当株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、売買取引金の代用有価証券から除外する。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4~7 (略)</p>	<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4~7 (略)</p>
<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として</p>

運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)第51条第1項により記載される「当期純利益金額」を、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第53条第1項により記載される「当期純利益金額」が計上されている銘柄であるとき。

(4)~(9) (略)

2~6 (略)

(株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券について、本所及び当該

運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、付属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号)第51条第3項により記載される「当期利益」を、投資証券の場合には、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び付属明細書に関する規則(平成12年総理府令第134号)第56条第3項により記載される「当期利益」が計上されている銘柄であるとき。

(4)~(9) (略)

2~6 (略)

(株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 本所及び国内の他の証券取引所に上場されている株券について、本所及び当該他の

他の金融商品取引所における月平均売買高の合計が10単位以上であるとき。

(5)～(12) (略)

2 (略)

3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1)・(2) (略)

4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第7項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄については、第1項第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘

証券取引所における月平均売買高の合計が10単位以上であるとき。

(5)～(12) (略)

2 (略)

3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(1)・(2) (略)

4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第7項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄については、第1項第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するもの

柄に選定するものとする。

5～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 次のaからdまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからdまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄

第1項第2号及び第7号から第12号までの各号

b～d (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が10単位以上である銘柄であるとき。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日

とする。

5～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の証券取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 次のaからdまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからdまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄

第1項第2号及び第7号から第12号までの各号

b～d (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が10単位以上である銘柄であるとき。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日

を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券について、本所及び当該他の金融商品取引所における月平均売買高の合計が10口以上であるとき。

(5)~(12) (略)

2~5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が10口以上である銘柄であるとき。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)~(4) (略)

(5) 第3条第8項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信

を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a (略)

b 本所及び国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券について、本所及び当該他の証券取引所における月平均売買高の合計が10口以上であるとき。

(5)~(12) (略)

2~5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の証券取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が10口以上である銘柄であるとき。

(選定の時期)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1)~(4) (略)

(5) 第3条第8項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信

用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。）を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。）の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券（他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。）の選定を除く。）

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

（６）・（７）（略）

3 （略）

（本所が定める上場の態様）

第10条 規程第15条第1項に規定する本所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

（１） 国内の他の金融商品取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。

（２） 株券又は投資証券が第2条第4項又は第2条の2第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

（３） 株券又は投資証券が第2条第6項又は第2条の2第6項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

用取引（国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該証券取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。）を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。）の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券（他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。）の選定を除く。）

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

（６）・（７）（略）

3 （略）

（本所が定める上場の様態）

第10条 規程第15条第1項に規定する本所が別に定める様態は、次に掲げるものをいう。

（１） 国内の他の証券取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。

（２） 株券又は投資証券が第2条第4項又は第2条の2第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の証券取引所に上場されないこと。

（３） 株券又は投資証券が第2条第6項又は第2条の2第6項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の証券取引所に上場されないこと。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>別表 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸借取引の権利処理のために日証金とその銘</p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸借取引の権利処理のために日証金とその銘</p>

柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

(旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段 - 新株式払込額) × 新株式割当率

b (略)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b (略)

(注) (略)

柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) (略)

(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の証券取引所に上場されている場合

(旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段 - 新株式払込額) × 新株式割当率

b (略)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている場合

分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b (略)

(注) (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の<u>証券取引所</u>の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</p> <p>(6) (略)</p>
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第8条第2項に規定する「第2号の4様式」(「第二部」から「第四部」まで)に準じて作成するもの</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第8号第2項に規定する「第2号の4様式」(「第二部」から「第四部」まで)に準じて作成するもの</p>

とし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が、上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第二部」及び「第三部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。た

とし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が、上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第二部」及び「第三部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。た

だし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c～f（略）

(3) 第7号に規定する「会員に準じるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者」とは、次のa又はbに定める金融商品取引業者をいうものとする。

a 会員が持株会社である親会社を有する場合において、当該会員と同一の持株会社の子会社である金融商品取引業者

b 会員の親会社及び子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう。）である金融商品取引業者

(4)・(5)（略）

11. 第6条（上場審査料）関係

(1)（略）

(2) 新規上場申請者の発行する有価証券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、上場審査料の納入を免除するものとする。

(3)（略）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

だし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c～f（略）

(3) 第7号に規定する「会員に準じるものとして本所が適当と認める非会員証券会社」とは、次のa又はbに定める証券会社をいうものとする。

a 会員が持株会社である親会社を有する場合において、当該会員と同一の持株会社の子会社である証券会社

b 会員の親会社及び子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう。）である証券会社

(4)・(5)（略）

11. 第6条（上場審査料）関係

(1)（略）

(2) 新規上場申請者の発行する有価証券が、既に国内の他の証券取引所に上場されている場合には、上場審査料の納入を免除するものとする。

(3)（略）



有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 新規上場申請者の上場申請した株券が既に国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合は、別表に定める上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、別表ただし書に該当する場合及び本所が別に定めたときは、この限りでない。</p> <p>h (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a TDnet利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社並びに東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所以外の<u>金融商品取引所</u>との重複上場会社とする。</p> <p>b ~ d (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 新規上場申請者の上場申請した株券が既に国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている場合は、別表に定める上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、別表ただし書に該当する場合及び本所が別に定めたときは、この限りでない。</p> <p>h (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a TDnet利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社並びに東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所以外の<u>証券取引所</u>との重複上場会社とする。</p> <p>b ~ d (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されていること(当該株券又は当該株券に係</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の<u>証券取引所</u>に上場されていること(当該株券又は当該株券に係</p>

る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

e (略)

(3) (略)

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

□ 信託業務を営む銀行、金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ～ヌ (略)

(b)～(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる

利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

□ (略)

e (略)

(3) (略)

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ (略)

□ 信託業務を営む銀行、証券会社その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は証券会社若しくは外国証券会社が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ～ヌ (略)

(b)～(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる

日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下「元引受会員」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下このbについて同じ。)が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ~ニ (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行

日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下このbについて同じ。)が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ~ニ (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行

う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う金融商品取引業者である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下「立会外分売取扱会員」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c) 上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募又は売出しについて本所の会員以外の金融商品取引業者（以下「非会員金融商品取引業者」という。）又は外国証券業者（外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非会員金融商品取引業者（本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員が、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を主たる金融商品取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る金融商品取引所（以下「指定金融商品取引

う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「立会外分売取扱会員」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c) 上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募又は売出しについて本所の会員以外の証券会社若しくは外国証券会社（以下「非会員証券会社」という。）又は外国証券業者（外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非会員証券会社（本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所（以下「指定証券取引所」という。）が本所以外の

所」という。)が本所以外の金融商品取引所であるときは、当該金融商品取引所の会員又は取引参加者である非会員金融商品取引業者に限る。)又は外国証券業者(本所が指定金融商品取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。)との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受会員への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非会員金融商品取引業者又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

- c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認め

証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社に限る。)又は外国証券業者(本所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限る。)との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受会員への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非会員証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

- c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け(新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。)に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認め

られる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数
イ・ロ（略）

(b)（略）

d 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の金融商品取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b)（略）

e（略）

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

られる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数
イ・ロ（略）

(b)（略）

d 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a)・(b)（略）

e（略）

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の(b)において同じ。)のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) (略)

b (略)

(4) ~ (1 0) (略)

4 . 第5条(Q - B o a r d への上場審査) 関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a ・ b (略)

c 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このcにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) ・ (b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。た

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の(b)において同じ。)のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) (略)

b (略)

(4) ~ (1 0) (略)

4 . 第5条(Q - B o a r d への上場審査) 関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a ・ b (略)

c 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このcにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) ・ (b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。た

だし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次の口において同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

口 （略）

d （略）

（2） （略）

5. 第6条（Q - Boardへの上場審査基準）
第1項関係

（1） 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し（以下この（1）及び（2）において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又

だし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次の口において同じ。）が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

口 （略）

d （略）

（2） （略）

5. 第6条（Q - Boardへの上場審査基準）
第1項関係

（1） 株式の分布状況

a 新規上場申請者及び元引受会員は、上場申請に係る株券の公募又は公募及び売出し（以下この（1）及び（2）において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又

は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この（1）において同じ。）

b～d （略）

e 2.（2）bの（c）の規定は、上場に係る公募について非会員金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f・g （略）

（2）～（5） （略）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。）が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。（以下この（1）において同じ。）

b～d （略）

e 2.（2）bの（c）の規定は、上場に係る公募について非会員証券会社又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f・g （略）

（2）～（5） （略）

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式(優先出資を含む。以下同じ。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等について、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式(優先出資を含む。以下同じ。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等について、必要な事項を定める。</p>
<p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第3条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。)</u>である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する<u>非会員金融商品取引業者</u>を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を本所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する<u>金融商品取引業者</u>である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則</p>	<p>(公募又は売出予定書の提出)</p> <p>第3条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する<u>証券会社(外国証券会社を含む。以下同じ。)</u>である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する<u>非会員証券会社</u>を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を本所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する<u>証券会社</u>である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)</p>

において同じ。)

2 (略)

(委託販売に係る事務の委託)

第3条の5 元引受会員は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受会員以外の金融商品取引業者(当該上場前の公募等について第3条の7に規定する本所が必要と認める事項を内容とする契約又は第3条の8に規定する本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結した金融商品取引業者及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者と締結した金融商品取引業者を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、本所が適当と認める事務を本所に委託することができる。

(非会員金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第3条の7 上場前の公募等について本所の会員以外の金融商品取引業者(以下「非会員金融商品取引業者」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非会員金融商品取引業者又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適

2 (略)

(委託販売に係る事務の委託)

第3条の5 元引受会員は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受会員以外の証券会社(当該上場前の公募等について第3条の7に規定する本所が必要と認める事項を内容とする契約又は第3条の8に規定する本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結した証券会社及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者と締結した証券会社を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、本所が適当と認める事務を本所に委託することができる。

(非会員証券会社等による元引受契約等の締結の取扱い)

第3条の7 上場前の公募等について本所の会員以外の証券会社(以下「非会員証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非会員証券会社又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出す

当と認める書面を本所に提出するものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)

第3条の8 前条の規定にかかわらず、本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非会員金融商品取引業者(次条第1項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、当該指定に係る金融商品取引所の会員又は取引参加者である非会員金融商品取引業者に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非会員金融商品取引業者と当該上場前の公募等について本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

(上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等)

第3条の9 本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員は、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所として指定するものとし、これを本所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受会員が、前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第3条の3第2項(公表に係る部分に限る。)、第3条の4第2項(公表に係る部分に限る。)、第3条の5、第3条の7、第3条の

るものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)

第3条の8 前条の規定にかかわらず、本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社(次条第1項の規定により本所以外の証券取引所を指定した場合には、当該指定に係る証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非会員証券会社と当該上場前の公募等について本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

(上場前の公募等に関する証券取引所の指定等)

第3条の9 本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員は、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う証券取引所として指定するものとし、これを本所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受会員が、前項の規定により本所以外の証券取引所を指定した場合には、第3条の3第2項(公表に係る部分に限る。)、第3条の4第2項(公表に係る部分に限る。)、第3条の5、第3条の7、第3条の1

1 1 第 2 項（公表に係る部分に限る。）、第 3 条の 1 2 第 2 項（公表に係る部分に限る。）、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 から第 9 条までの規定は、適用しない。

（入札の取次等）

第 6 条 （略）

2 （略）

3 正会員は、次の各号に掲げる者の入札（金融商品取引業者にあっては、自己の計算に基づく入札）の取次ぎを行ってはならない。

（1）～（3） （略）

（4） 金融商品取引業者並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

（上場前の株式等の移動に関する記録の保存等）

第 1 6 条 新規上場申請者は、上場日から 5 年間、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の会員（有価証券上場規程第 3 条第 2 項第 7 号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下「幹事会員」という。）は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。

2～4 （略）

付 則

この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。

1 第 2 項（公表に係る部分に限る。）、第 3 条の 1 2 第 2 項（公表に係る部分に限る。）、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 から第 9 条までの規定は、適用しない。

（入札の取次等）

第 6 条 （略）

2 （略）

3 正会員は、次の各号に掲げる者の入札（証券会社にあっては、自己の計算に基づく入札）の取次ぎを行ってはならない。

（1）～（3） （略）

（4） 証券会社並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

（上場前の株式等の移動に関する記録の保存等）

第 1 6 条 新規上場申請者は、上場日から 5 年間、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事証券会社（幹事である証券会社をいう。）である本所の会員（有価証券上場規程第 3 条第 2 項第 7 号に規定する非会員証券会社を含む。以下「幹事会員」という。）は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。

2～4 （略）

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本邦以外の地域の<u>金融商品取引所</u>又は組織された店頭市場(以下「<u>外国の金融商品取引所等</u>」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者又は<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本邦以外の地域の<u>証券取引所</u>又は組織された店頭市場(以下「<u>外国の証券取引所等</u>」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者又は<u>外国の証券取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>
<p>(委託販売に係る事務の委託の取扱い)</p> <p>第1条の4 上場前公募等規則第3条の5に規定する「本所が適当と認める事務」は、元引受会員が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受会員以外の<u>金融商品取引業者</u>に行わせることとした旨の当該<u>金融商品取引業者</u>への通知、当該<u>金融商品取引業者</u>からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該<u>金融商品取引業者</u>の選定のための抽選及びその結果の元引受会員への通知等の事務をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委託販売に係る事務の委託の取扱い)</p> <p>第1条の4 上場前公募等規則第3条の5に規定する「本所が適当と認める事務」は、元引受会員が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受会員以外の<u>証券会社</u>に行わせることとした旨の当該<u>証券会社</u>への通知、当該<u>証券会社</u>からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該<u>証券会社</u>の選定のための抽選及びその結果の元引受会員への通知等の事務をいう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(非会員金融商品取引業者等の上場前の公募等の</p>	<p>(非会員証券会社等の上場前の公募等の取扱い</p>

取扱い等)

第1条の6 上場前公募等規則第3条の7に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員金融商品取引業者又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第1条の7 上場前公募等規則第3条の8に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員金融商品取引業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第1条の8 第3条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第3条の9第2項の場合において、国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合は、適用しない。

(落札者名簿等の取扱い)

第7条 (略)

2 落札会員は、他の金融商品取引業者からの取次により入札を行った場合には、当該他の金融商品取引業者から上場前公募等規則第8条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに本所に提出するものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、

等)

第1条の6 上場前公募等規則第3条の7に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員証券会社又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第1条の7 上場前公募等規則第3条の8に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員証券会社との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の証券取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第1条の8 第3条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第3条の9第2項の場合において、国内の他の証券取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合は、適用しない。

(落札者名簿等の取扱い)

第7条 (略)

2 落札会員は、他の証券会社からの取次により入札を行った場合には、当該他の証券会社から上場前公募等規則第8条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに本所に提出するものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、

日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。

2～4 (略)

平成13年9月4日改正付則

1～4 (略)

5 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4項の改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合

改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

別添1 類似会社比準価格の算定根拠

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. 類似会社の選定

類似会社（新規上場申請者の株式の発行価格又は売出価格の算定の基礎とすることが適当な会社をいう。以下同じ。）については、国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者のうちから、次の各号の掲げる事項並びに株価（優先出資証券にあっては、優先出資証券の価格をいう。以下この別添1において同じ。）の形成及び株券の流通面を総合的に勘案し、原則

日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。

2～4 (略)

平成13年9月4日改正付則

1～4 (略)

5 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4項の改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合

改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

別添1 類似会社比準価格の算定根拠

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. 類似会社の選定

類似会社（新規上場申請者の株式の発行価格又は売出価格の算定の基礎とすることが適当な会社をいう。以下同じ。）については、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者のうちから、次の各号の掲げる事項並びに株価（優先出資証券にあっては、優先出資証券の価格をいう。以下この別添1において同じ。）の形成及び株券の流通面を総合的に勘案し、原則とし

として2社以上（本所が選定した会社1社を含む。）を選定するものとする。

2・3（略）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

て2社以上（本所が選定した会社1社を含む。）を選定するものとする。

2・3（略）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口又は4.(1)cの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が<u>外国の金融商品取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a～c (略) (4) (略)</p>	<p>1. の3 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口又は4.(1)cの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が<u>外国の証券取引所等</u>において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a～c (略) (4) (略)</p>
<p>2. の3 第2条(会社情報の開示)第4項関係 (1) 第4項の規定に基づく四半期財務・業績</p>	<p>2. の3 第2条(会社情報の開示)第4項関係 (1) 第4項に規定に基づく四半期財務・業績</p>

の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべきでない会社においては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書。以下「四半期財務諸表」という。）を記載することを要するものとする。

(2)・(3) (略)

2. の4 第2条（会社情報の開示）第9項関係第9項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の商号又は名称

(2) (略)

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1. の3(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務

の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべきでない会社においては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書。以下「四半期財務諸表」という。）を記載することを要するものとする。

(2)・(3) (略)

2. の4 第2条（会社情報の開示）第9項関係第9項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の証券取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の証券取引所等の商号又は名称

(2) (略)

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1. の3(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

(4) (略)

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務

諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a~m (略)

n 第12号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a~m (略)

n 第12号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する証券会社通知書」

イ 記載事項

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所有価証券市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」及び「発行価格（売出価格）の確定値通知書」イ・ロ（略）

（４）～（７）（略）

11. 第10条（その他書類の提出）関係

第10条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a（略）

b 上場会社が発行者である有価証券の外国の金融商品取引所における上場（外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）若しくは上場廃止（外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）に関する報告書（上場会社が発行者である有価証券が外国の金融商品取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合）

c（略）

d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者その他本所が適当と認める者を除く。）を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。）に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）～（d）（略）

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」及び「発行価格（売出価格）の確定値通知書」イ・ロ（略）

（４）～（７）（略）

11. 第10条（その他書類の提出）関係

第10条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a（略）

b 上場会社が発行者である有価証券の外国の証券取引所における上場（外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）若しくは上場廃止（外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）に関する報告書（上場会社が発行者である有価証券が外国の証券取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合）

c（略）

d 上場会社が継続開示会社である親会社等（国内の証券取引所に上場されている株券の発行者その他本所が適当と認める者を除く。）を有している場合には、当該親会社等が内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（親会社等が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。）に次の書類を提出した場合には、その写し。この場合において、当該上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a）～（d）（略）

e ~ g (略)

e ~ g (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

適時開示に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 氏名(署名) _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 氏名(署名) _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

適時開示に係る宣誓書（債券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>主たる事務所の所在地</u></p> <p>発行者名 _____ 印</p> <p>代表者又はそ れに順ずると 認められる者 の役職</p> <p>氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資 者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商 品市場の根幹をなすものであることを十分に認識 するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、 正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付 書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者 への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨 むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施 行する。</p>	<p style="text-align: center;">適時開示に係る宣誓書（債券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>主たる事務所の所在地</u></p> <p>発行者名 _____ 印</p> <p>代表者又はそ れに順ずると 認められる者 の役職</p> <p>氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資 者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市 場の根幹をなすものであることを十分に認識する とともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確 かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類 に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への 適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むこ とを、ここに宣誓します。</p>

適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）</p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p align="right">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 _____ 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な<u>金融商品市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>適時開示に係る宣誓書（不動産投資信託証券）</p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p align="right">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 _____ 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な<u>証券市場</u>の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な株価指数連動型投資信託受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____ 会社名 _____ 印 代表者の 役 職 氏名（署名） _____ 印</p> <p>_____ は、投資者への適時適切な株価指数連動型投資信託受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係 (1)・(2) (略) (3) 売買高 a・b (略) c 3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。)の本所及び国内の他の金融商品取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。 d～f (略) (4)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係 (1)・(2) (略) (3) 売買高 a・b (略) c 3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。)の本所及び国内の他の証券取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。 d～f (略) (4)～(15) (略)</p>

商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券等に関する取扱についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の<u>金融商品取引所</u>の規則により、当該<u>金融商品取引所</u>において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の<u>証券取引所</u>の規則により、当該<u>証券取引所</u>において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p>

委託保証金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>（１） 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合</p> <p>（２） 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合</p> <p>（３） その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日決済取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。</p> <p>（１） 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合</p> <p>（２） 当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合</p> <p>（３） その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき</p> <p>2 （略）</p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条(上場審査基準)関係 (1)~(3) (略) (4) 株券上場審査基準の取扱い2.(10) の規定は、第3号eの場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>2. 第3条(上場審査基準)関係 (1)~(3) (略) (4) 株券上場審査基準の取扱い2.(11) の規定は、第3号eの場合に準用する。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3．適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第6条の2に規定する「本所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</p> <p>（注）（4）に規定する書面（1．（3）に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>3．適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第6条の2に規定する「本所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</p> <p>（注）（4）に規定する書面（1．（4）に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には、<u>金融商品取引業者</u>は、不動産投資信託証券の上場を申請した者から要求があった場合に、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示について助言及び指導を行う旨の内容を含むこととする。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には、<u>証券会社</u>は、不動産投資信託証券の上場を申請した者から要求があった場合に、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示について助言及び指導を行う旨の内容を含むこととする。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>
<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2項第1号に掲げる事項 次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 提出期限 <u>金融商品取引法施行令第22条第2項</u>から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで</p> <p>b 第2項第2号に掲げる事項 (a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合 次に掲げるところによる「元引受契約</p>	<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2項第1号に掲げる事項 次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 提出期限 <u>証券取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）</u>第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで</p> <p>b 第2項第2号に掲げる事項 (a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合 次に掲げるところによる「元引受契約</p>

を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号

ロ 提出期限

金融商品取引法施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

(略)

(6)～(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い (不動産投信特例第12条関係)

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が第1項第1号aの(a)から(d)までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

(2)～(5) (略)

(6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が第1項第3号bの(a)から(e)までのいずれかに該当する場合において、上

を締結する証券会社通知書」

イ 記載事項

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) (略)

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所有価証券市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

(略)

(6)～(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い (不動産投信特例第12条関係)

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託業者が第1項第1号aの(a)から(c)までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同aただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めたときは、同aに該当するものとして取り扱う。

(2)～(5) (略)

(6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者が第1項第3号bの(a)から(d)までのいずれかに該当する場合におい

場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めるときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(7)～(15) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

て、上場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めるときは、同bに該当するものとして取り扱う。

(7)～(15) (略)

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。)の公募(一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。)又は売出し(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。)及び投資法人の設立(設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。)の際に行われる公募(以下「上場前の公募等」という。)並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券に係る発行を除く。)等について、必要な事項を定める。</p> <p>(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)</p> <p>第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。)及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。)である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員金融商品取引業者を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後(投</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。)の公募(一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。)又は売出し(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。)及び投資法人の設立(設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。)の際に行われる公募(以下「上場前の公募等」という。)並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行(上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券に係る発行を除く。)等について、必要な事項を定める。</p> <p>(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)</p> <p>第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。)及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する証券会社(外国証券会社を含む。以下同じ。)である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、上場申請後(投資法人の設立の際に行われる公募に</p>

資法人の設立の際に行われる公募にあっては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を本所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(非会員金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について本所の会員以外の金融商品取引業者(以下「非会員金融商品取引業者」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、上場申請銘柄の発行者は、当該非会員金融商品取引業者等又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

あっては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を本所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、本所の会員が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)

2 (略)

(非会員証券会社等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について本所の会員以外の証券会社(以下「非会員証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、上場申請銘柄の発行者は、当該非会員証券会社又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非会員金融商品取引業者等の上場前の公募等の取扱い等)</p> <p>第3条 不動産投信上場前公募等規則第8条に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員金融商品取引業者又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(非会員証券会社等の上場前の公募等の取扱い等)</p> <p>第3条 不動産投信上場前公募等規則第8条に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非会員証券会社又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。</p>

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受益証券特例第2条第1項第4号に規定する「<u>事業報告書</u>」は、直近に作成したものに限るものとする。この場合において、当該「<u>事業報告書</u>」が直前の<u>事業年度</u>に係るものでない場合には、上場申請日の属する<u>事業年度</u>の直前の<u>事業年度</u>に係る「<u>事業報告書</u>」の作成後直ちに当該作成に係る「<u>事業報告書</u>」を提出するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場申請時の提出書類)</p> <p>第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受益証券特例第2条第1項第4号に規定する「<u>営業報告書</u>」は、直近に作成したものに限るものとする。この場合において、当該「<u>営業報告書</u>」が直前の<u>営業年度</u>に係るものでない場合には、上場申請日の属する<u>営業年度</u>の直前の<u>営業年度</u>に係る「<u>営業報告書</u>」の作成後直ちに当該作成に係る「<u>営業報告書</u>」を提出するものとする。</p> <p><u>(3) 受益証券特例第2条第1項第7号に規定する「募集予定書」については、次の取扱いによるものとする。</u></p> <p>a <u>「募集予定書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定証券会社(受益証券の上場を申請しようとする者が、投資信託約款において受益証券の募集事務を取り扱う証券会社として指定した証券会社をいう。以下同じ。)により作成されるものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「募集予定書」を提出するものとする。</u></p> <p>b <u>本所が「募集予定書」を検討し、当該予定書を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定証券会社は、その内容を改善</u></p>

(3) 受益証券特例第2条第2項第2号に規定する「募集実施通知書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者により作成されるものとする。

(4) (略)

2 受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者は、上場受益証券について適当な流通を保持するよう努力する旨の念書を本所に提出するものとする。

(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)

第6条 投資信託委託会社は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者である者を変更した場合も同様とする。

2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。

(1) 投資信託委託会社が、内閣総理大臣等から法第52条第1項又は第54条の規定により金融商品取引業の登録を取り消されたこと又は投資信託に関し、投資信託法第23条第2項の規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託会社に対する処分の通知を受けたこと。

(2)・(3) (略)

し、かつ、改善後の「募集予定書」を提出するものとする。

(4) 受益証券特例第2条第2項第2号に規定する「募集実施通知書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定証券会社により作成されるものとする。

(5) (略)

2 受益証券の上場を申請しようとする者及び指定証券会社は、上場受益証券について適当な流通を保持するよう努力する旨の念書を本所に提出するものとする。

(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)

第6条 投資信託委託業者は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者である者を変更した場合も同様とする。

2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。

(1) 投資信託委託業者が、内閣総理大臣等から投資信託法第6条の認可の取消しの通知若しくは業務の方法の変更の認可又は投資信託に関し、同法第45条第2項の規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託業者に対する処分の通知を受けたこと。

(2)・(3) (略)

3 投資信託委託会社は、受益証券特例第6条第2項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに本所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託会社が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

4 受益証券特例第6条第2項第3号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

(削る)

(3) 投資信託約款に規定する追加信託又は交換若しくは指定金融商品取引業者の受益証券の買取りについて、投資信託委託会社がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(4) (略)

5 受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書には、投資信託委託会社の代表者による署名を要するものとする。

6・7 (略)

8 受益証券特例第6条第2項第4号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

9 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条、第4条の2、第8条の2（有価証券の作成にかかる部分に限る。）第10条の2、第11条の2及び第13条から第16条までに定めるとこ

3 投資信託委託業者は、受益証券特例第6条第2項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに本所に取締役会決議通知書その他の投資信託委託業者が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

4 受益証券特例第6条第2項第4号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 商号、資本の額又は本店所在地の変更

(4) 投資信託に係る収益分配金の支払開始日

(5) 追加信託若しくは租税特別措置法第37条の15第3項に規定する交換（以下「交換」という。）又は投資信託約款に基づく指定証券会社の受益証券の買取りについて、投資信託委託業者がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(6) (略)

5 受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書には、投資信託委託業者の代表者による署名を要するものとする。

6・7 (略)

8 受益証券特例第6条第2項第5号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

9 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第8条（有価証券の作成にかかる部分に限る。）第11条の2、第14条から第16条に定めるところによることをいうものとする。

るによることをいうものとする。

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 (略)

2 受益証券特例第7条第2項に規定する書面には、投資信託委託会社の代表者による署名を要するものとする。

3 受益証券特例第7条第2項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して投資信託委託会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4 (略)

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)

第8条 受益証券特例第8条の規定により投資信託委託会社が行う上場申請は、投資信託委託会社が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額に係る変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託会社又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、受益証券特例第10条第2項第5号のうち、投資信託委託会社が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

2 (略)

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 (略)

2 受益証券特例第7条第2項に規定する書面には、投資信託委託業者の代表者による署名を要するものとする。

3 受益証券特例第7条第2項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して投資信託委託業者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4 (略)

(信託金限度額の変更に伴う変更上場の手続の時期等)

第8条 受益証券特例第8条の規定により投資信託委託業者が行う上場申請は、投資信託委託業者が信託金の限度額に関する投資信託約款の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額に係る変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

(上場廃止前の売買に関する事項)

第11条 受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当することとなった投資信託委託業者又は受益証券は、原則として、同第11条に規定する本所が必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、受益証券特例第10条第2項第5号のうち、投資信託委託業者が受益証券の不正発行を行った場合には、遅滞なく上場廃止する。

2 (略)

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

第 13 条 受益証券特例第 16 条の規定により、
受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本
所が定める事項は、次の各号に定める事項とす
る。

(1) (略)

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割
当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受
益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止
が決定された受益証券の監理ポスト又は整理
ポストへの割当ては、次に定めるところによ
る。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場
合には、受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a)・(b) (略)

(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例
第 10 条第 1 項第 4 号に規定する書類に虚
偽の記載を行った場合、又はこれに該当す
ると認められる相当の事由があると本所が
認める場合

(d) (略)

b (略)

(3) 監理ポスト、整理ポストへの割当期間
前号に規定する受益証券の監理ポスト又は
整理ポストへの割当期間は、次に定めるとこ
ろによる。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)(b)
又は(c)に定める日又は時から本所が受益
証券特例第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号
(第 3 号を除く。)に該当するかどうかを認定

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

第 13 条 受益証券特例第 16 条の規定により、
受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本
所が定める事項は、次の各号に定める事項とす
る。

(1) (略)

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割
当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受
益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止
が決定された受益証券の監理ポスト又は整理
ポストへの割当ては、次に定めるところによ
る。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場
合には、受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a)・(b) (略)

(c) 投資信託委託業者が、受益証券特例
第 10 条第 1 項第 4 号に規定する書類に虚
偽の記載を行った場合、又はこれに該当す
ると認められる相当の事由があると本所が
認める場合

(d) (略)

b (略)

(3) 監理ポスト、整理ポストへの割当期間
前号に規定する受益証券の監理ポスト又は
整理ポストへの割当期間は、次に定めるとこ
ろによる。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)(b)
又は(c)に定める日又は時から本所が受益
証券特例第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号
(第 3 号を除く。)に該当するかどうかを認定

した日（本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時）までとする。

（ a ） 前号 a の（ a ）の場合

本所が投資信託委託会社から書面による報告を受けた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）ただし、本所が必要と認める場合は、当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

（ b ）・（ c ） （略）

b （略）

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

した日（本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時）までとする。

（ a ） 前号 a の（ a ）の場合

本所が投資信託委託業者から書面による報告を受けた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）ただし、本所が必要と認める場合は、当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

（ b ）・（ c ） （略）

b （略）

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の<u>金融商品取引所</u>に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>（2）～（7） （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の<u>証券取引所</u>に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>（2）～（7） （略）</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第 4 条 立会外取引特例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>普通取引 (本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の<u>金融商品取引所</u> (以下「指定取引所」という。以下同じ。) における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。) における直前の約定値段 (呼値に関する規則第 9 条の規定により気配表示された場合の当該気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第 5 条を除き同じ。) から当該約定値段に 1 0 0 分の 7 を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に 1 0 0 分の 7 を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の 1 円の整数倍の値段とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第 4 条 立会外取引特例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>普通取引 (本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の<u>証券取引所</u> (以下「指定取引所」という。以下同じ。) における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。) における直前の約定値段 (呼値に関する規則第 9 条の規定により気配表示された場合の当該気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第 5 条を除き同じ。) から当該約定値段に 1 0 0 分の 7 を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に 1 0 0 分の 7 を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の 1 円の整数倍の値段とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第 5 条 立会外取引特例第 6 条第 7 項の規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>正会員は次の a 及び b に掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第 5 条 立会外取引特例第 6 条第 7 項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>正会員は次の a 及び b に掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p>

a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)

(a) 本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)

(b) 投資信託受益証券(国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄を除く。)

b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により本所又は国内の他の金融商品取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)

(a) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(投資信託受益証券を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(投資信託受益証券を除く。)

(b) 投資信託受益証券(国内の他の証券取引所に上場されている銘柄を除く。)

b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により本所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄